

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

告

示

鳥取県告示第六百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（昭和六十一年三月三十一日現在の地番による。）

新たに生じた土地の面積
一、一三三、四
二三・五三平方
メートル

- ◆告示 新たに生じた土地の確認
- 町の区域の新設等
- 土地改良区の役員の退任
- 土地改良事業の認可（二件）
- 土地改良事業の工事の完了（二件）
- 入会林野整備計画の認可
- 保安林の指定の解除予定（二件）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞
- 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 人委規則
- 正誤 昭和六十一年六月鳥取県告示第五百七十七号中訂正
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

境港市福定町一八一六、一八一八、一八一九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、一八四七、竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五、字千代畠三五八三の六、三五八三の一から三五八三の三まで、三五八三の一五から三五八三の一八まで、三五八三の二〇、三五八三の二二、三五八三の二六から三五八三の二九まで、字金池灘三六五三の二二、三六五三の二三、三六五三の二五、三六五三の二六、三六五三の三五から三六五三の三七まで並びに字才佛灘三六五九の一、三六五九の一七、三六五九の一八、三六五九の二〇から三六五九の三一まで、三六五九の三三、三六五九の三四、三

六五九の三六、三六五九の四〇、三六五九の四一、美保町字釜池灘三六五三の二、三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の三四、三六五三の三八及びこれらと一体をなす国有地、高松町字釜池前一三八四の一六、一三八四の一七、

一三八四の一九から一三八四の二四まで並びに字月見濱一四八二の一、一四八二の二、一四八二の二六から一四八二の三〇まで並びに新屋町字一ツ家前三二〇一の三、三二〇一の八、三二二六の一四の地先

境港市福定町一八一六、一八一八、一八一九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五、字千代畠三五八三の六、三五八三の一から三五八三の一三まで、三五八三の一五から三五八三の一八まで、三五八三の二〇、三五八三の二二、三五八三の二六から三五八三の二九まで、字釜池灘三六五三の二二、三六五三の二三、三六五三の二五、三六五三の二六、三六五三の三五から三五六三の三七まで並びに字才佛灘三六五九の二、三六五九の一七、三六五九の一八、三六五九の二〇から三六五九の三一まで、三六五九の三三、三六五九の三四、三六五九の三六、三六五九の四〇、三六五九の四一、美保町字釜池灘三六五三の二、三六五三の二一、三六五三の二三、三六五三の三四、三六五三の三八及びこれらと一体をなす国有地、高松町字釜池前一三八四の一六、一三八四の一七、一三八四の一九から一三八四の二四まで並びに字月見濱一四八二の一、一四八二の二、一四八二の二六から一四八二の三〇まで並びに新屋町字一ツ家前三二〇一の三、三二〇一の八、三二二六の一四及びこれらと一体をなす国有地、字川尻前三二二六の一、三二二八の三、三二二八の八及び字寄会前三二六八の九、三二六九の六、三二六九の一〇、

二三七、五八三
トル四平方メー

三二八三の三及びこれらと一体をなす国有地の地先

鳥取県告示第六百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

竹内町地	新たに画する町の名称	同上の区域（昭和六十一年三月三十一日現在の地番による。）
竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五の地先の土地	福定町一八一六、一八一八、一八一九、一八三三、一八三五、一八三七、一八三八、一八四三、一八四五、一八四七の地先の土地	竹内町字煤竹場三五六五の二、三五六五の一、三五六五の二五、三五六五の二八、三五六五の二九、三五六五の三一、三五六五の三八、三五六五の四〇、三五六五の四二から三五六五の五一まで、三五六五の六〇、三五六五の六五の地先の土地

昭和61年7月11日 金曜日

鳥取県公報

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり四王寺土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

退任した役員の氏名及び住所

理事 藤井博幸 倉吉市大谷八六八

昭和六十一年六月五日退任

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年七月十一日

鳥取県告示第六百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体

工事完了年月日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業奥崎地区農業用用排水）を昭和六十一年七月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業善田地区農道整備）を昭和六十一年七月八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第六百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項に

赤崎町	農村地域農業構造改善事業尾張地区ほ場整備	土地改良事業の名称	
" "	" 梅田地区 "		
" "	農村総合整備モデル事業赤崎（宮木）地区 "		
昭和六十一年三月二十一日	昭和五十九年三月二十日	昭和五十九年三月二十五日	昭和五十九年三月二十六日

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
地西伯町土 整備改良区	農村総合整備モデル事業西伯（入蔵）地区は場	昭和五十九年三月三十日

鳥取県告示第六百十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

日野郡日野町本郷一〇〇〇本郷入会林野整備組合組合長川上義男から申請のあつた本郷入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和六十一年七月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

る。

昭和六十一年七月十一日

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

鳥取県知事 西 尾 邑 次

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・五号境台場公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月四日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市花町地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

一 解除予定に係る保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字上中谷字才ノ谷南平二六一二の二から二六一二の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六一二の五、字堂廻り二四九八の二から二四九八の四まで、字ティカ塔二五六六の二から二五六六の四まで

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

昭和六十一年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

一 聽聞の期日及び場所
昭和六十一年七月二十三日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎

七階)

二 被聴聞者の住所及び名称

1 米子市皆生一九五四

葵観光有限会社

2 倉吉市伊木二三六一

有限会社クラウン

附則

事務局長に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年七月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十二号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の人事委員会事務局の項中

事務局長

を

一種 に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表の人事委員会事務局の項中

事務局長

二種

を

事務局長

昭和六十一年六月鳥取県告示第五百七十七号（木材業者等の登録の変更について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

正

誤

四から五まで

誤

正

日本第十一号	"	"	昭和六十一年四月一日 鳥木第三四号
	"	"	米木第四四号

日本第一一號	"	"	昭和六十一年四月一日 鳥木第三四号
	"	"	米木第四四号